

糸島市補助金設計書

所管課 警防課

補助金名称	福岡県消防協会糸島支部補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市補助金等交付規則

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

政策2_消防・救急の充実

施策①_消防力の強化

1 補助の目的

糸島市の火災や風水害等の災害に際し、市民の生命、身体及び財産の安全確保のため、消防団員が安心して災害防止、救助活動に従事できるよう、福利厚生を図るとともに、消防知識、技能の向上等の教養訓練等を充実させて、消防活動を強化することにより、市民の安全と安心に資することを目的とする。

2 成果指標

指標① 消防団員の現場活動における公務災害0件を目指す。

目標値① 0 (単位) 件

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

福岡県下消防団の連携事業及び消防知識、技能の向上等を目的とした教養訓練、大会等(福岡地区連絡協議会、教養研修事業、消防操法訓練、消防操法大会事業、出初式事業、纏技術伝承事業、その他消防団防災訓練等)

【補助対象者】

福岡県消防協会糸島支部

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

福岡地区連絡協議会:旅費、負担金、教養研修事業:使用料、操法訓練:使用料、賃借料、消耗品費、燃料費、操法大会事業:旅費、賃借料、消耗品費、燃料費、出初式事業:消耗品費、纏技術伝承事業:会議費、使用料、備品購入費、消耗品費、修繕費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【補助限度額】 1,168,500 円

【積算根拠ほか】

消防団員の知識・技能の向上は、現場活動に直接的に影響するもので、福岡県消防協会糸島支部が行う事業は、高い公益性かつ有効性がある。また、同様の事業を行う団体は他になく、同支部は市補助金以外の収入源がない現状であり、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できない。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 7 年度 まで